

## 記入上の注意

【申請者（生計維持者）】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、生徒に 父母 がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

- ① 満 18 歳となる日の前日において児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第 41 条に規定する児童養護施設に入所していた者
- ② 満 18 歳となる日の前日において児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- ③ 満 18 歳となる日の前日において児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- ④ ②又③に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者
- ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【給付金の対象となる生徒】の欄は次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【生活保護（生業扶助）の受給状況について】は、次によって記入してください。

イ 「生業扶助を受給しています。」に該当する世帯の場合は基準日現在で、生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書、又は別紙 2 を添付してください。

ロ 「生業扶助を受給していません。」に該当する世帯の場合は、署名をして、基準日現在で、生業扶助（高等学校等就学費）を受給していないことを誓約してください。

【生徒の兄弟姉妹】の欄は、次によって記入してください。

イ 平成 12 年 7 月 3 日 ～ 平成 20 年 7 月 2 日生まれの兄弟姉妹については、健康保険証等の写しを添付してください。

## 留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2 校以上の学校に在学している場合は、いずれか 1 校を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。